

春日井市告示第 24 号

令和 3 年第 1 回春日井市議会定例会において議決を経た令和 2 年度春日井市一般会計補正予算ほか 3 件の補正予算及び令和 3 年度春日井市一般会計予算ほか 10 件の予算の要領は、次のとおりである。

令和 3 年 3 月 17 日

春日井市長 伊 藤 太

春日井市告示第 24 号

令和 3 年第 1 回春日井市議会定例会において議決を経た令和 2 年度春日井市一般会計補正予算ほか 3 件の補正予算及び令和 3 年度春日井市一般会計予算ほか 10 件の予算の要領は、次のとおりである。

令和 3 年 3 月 17 日

春日井市長 伊 藤 太

令和2年度春日井市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度春日井市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,204,872千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,093,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		51,760,600	△ 431,000	51,329,600
	1 市 民 税	22,272,000	△ 314,000	21,958,000
	2 固 定 資 産 税	21,291,000	△ 117,000	21,174,000
16 国 庫 支 出 金		50,356,635	227,912	50,584,547
	2 国 庫 補 助 金	37,440,050	227,912	37,667,962
19 寄 附 金		203,000	140,704	343,704
	1 寄 附 金	203,000	140,704	343,704
20 繰 入 金		4,684,574	302,815	4,987,389
	1 繰 入 金	4,684,574	302,815	4,987,389
21 繰 越 金		1,388,149	720,641	2,108,790
	1 繰 越 金	1,388,149	720,641	2,108,790
23 市 債		13,995,500	243,800	14,239,300
	1 市 債	13,995,500	243,800	14,239,300
歳 入 合 計		146,888,278	1,204,872	148,093,150

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,034,336	282,800	13,317,136
	1 総務管理費	11,198,269	140,000	11,338,269
	3 戸籍住民 基本台帳費	646,911	142,800	789,711
3 民生費		78,450,526	246,923	78,697,449
	1 社会福祉費	54,923,228	36,988	54,960,216
	2 児童福祉費	18,291,974	119,412	18,411,386
	3 生活保護費	5,232,324	90,523	5,322,847
4 衛生費		11,354,818	2,103	11,356,921
	1 保健衛生費	5,309,449	2,103	5,311,552
8 土木費		13,519,751	533,046	14,052,797
	2 道 橋りょう 路費	1,467,531	100,000	1,567,531
	4 都市計画費	8,986,102	433,046	9,419,148
10 教育費		12,821,910	140,000	12,961,910
	5 学校給食費	2,671,363	140,000	2,811,363
歳出合計		146,888,278	1,204,872	148,093,150

第 2 表 継続費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
教 育 費	学 校 給 食 費	東 部 調 理 場 新 調 理 棟 整 備	2,730,600	2	140,000
				3	18,700
				4	2,571,900

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
土木費	道 路 橋りょう費	神領跨線道路橋 補 修 工 事	103,000	2	41,000	253,000	2	41,000
				3	62,000		3	212,000
	河 川 費	熊野桜佐地区 雨 水 3 号 調 整 池 整 備	1,181,000	元	200,000	1,383,000	元	200,000
				2	440,000		2	440,000
				3	541,000		3	336,000
							4	407,000
	都市計画費	J R 春日井駅 南東ポケット パーク等整備	74,700	2	44,200	80,700	2	44,200
				3	30,500		3	36,500

第 3 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
土 木 費	道 橋 路 り ょ う 費	市道 137 号線外 3 路線整備	100,000
		木津用水改修工事負担金	20,000
	河 川 費	主要地方道春日井各務原線用地購入	3,938
	都 市 計 画 費	J R 高蔵寺駅北口駅前広場基本設計業務	14,000
		熊野桜佐土地区画整理事業	179,925
		西部第一土地区画整理事業	6,305
		名鉄味美駅東口駅前広場等用地購入	39,000

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的		補 正 前				補 正 後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債	道路橋りょう整備事業	768,300	普貸又証発 通借は券行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	818,300	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ
	都市計画事業	2,183,800				2,252,800			
教育債	学校給食施設整備事業	42,100				166,900			

令和2年度春日井市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度春日井市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44,733千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,048,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		50,584,547	593,057	51,177,604
	1 国庫負担金	12,859,650	△ 66,033	12,793,617
	2 国庫補助金	37,667,962	659,090	38,327,052
20 繰入金		4,987,389	△ 649,990	4,337,399
	1 繰入金	4,987,389	△ 649,990	4,337,399
23 市債		14,239,300	12,200	14,251,500
	1 市債	14,239,300	12,200	14,251,500
歳入合計		148,093,150	△ 44,733	148,048,417

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		11,356,921	△ 66,033	11,290,888
	1 保健衛生費	5,311,552	△ 66,033	5,245,519
10 教育費		12,961,910	21,300	12,983,210
	3 中学校費	1,621,263	21,300	1,642,563
歳出合計		148,093,150	△ 44,733	148,048,417

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	中学校費	中学校金工木工室棟耐震改修工事	21,300

第 3 表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的		補正前				補正後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育債	義務教育 施設整備 事業	974,000	普貸又証発 通借は券行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	986,200	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ

令和2年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度春日井市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,422千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,070,296千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		2,297,746	1,422	2,299,168
	2 基金繰入金	0	1,422	1,422
歳入合計		25,068,874	1,422	25,070,296

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		47,000	1,422	48,422
	1 償還金及び 還付加算金	47,000	1,422	48,422
歳出合計		25,068,874	1,422	25,070,296

令和2年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計補
正予算（第2号）

令和2年度春日井市の春日井インター北企業用地整備事業特別会計補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に
繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
事業費	事業費	春日井インター北企業用地整備事業 基本設計業務	33,025

令和2年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度春日井市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,422,376千円は、当年度分損益勘定留保資金2,145,708千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額276,668千円」を「不足する額2,226,073千円は、当年度分損益勘定留保資金2,145,708千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額80,365千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	6,622,529千円	451,299千円	7,073,828千円
第1項 企 業 債	4,264,800千円	16,600千円	4,281,400千円
第2項 出 資 金	1,043,226千円	343,342千円	1,386,568千円
第3項 補 助 金	1,285,216千円	91,357千円	1,376,573千円
支 出			
第1款 資本的支出	9,044,905千円	254,996千円	9,299,901千円
第1項 建設改良費	4,797,494千円	254,996千円	5,052,490千円

（継続費の補正）

第3条 予算第9条を予算第10条とし、予算第5条から予算第8条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

(継続費)

第5条 継続費の年度及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			年度	年割額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	熊野桜佐ポンプ場 整備事業	元	408,800	元	408,800
			2	1,663,200	2	1,663,200
			3	2,649,600	3	1,115,820
					4	1,533,780

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共下水道事業	4,264,800	4,281,400